

議案第170号

和解について

上記の議案を提出する。

平成29年6月13日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

本件は、福岡簡易裁判所に係属中の学校給食費請求事件について、訴訟上の和解をするため、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

和解について

次のように訴訟上の和解をする。

1 事件番号及び事件名

福岡簡易裁判所

学校給食費請求事件

2 和解の相手方

福岡市東区

3 和解条項

- (1) 相手方は、本市に対し、本件債務として、合計298,085円（内訳は次のとおり）を支払う義務があることを認める。

滞納学校給食費 248,199円

第2回口頭弁論期日までの延滞金 43,840円

支払督促申立手続費用 4,546円

訴訟手続費用 1,500円

- (2) 相手方は、本市に対し、前号の金員を、次のとおり分割して、納付書又は口座振替の方法により支払う。

ア 平成29年7月から平成30年9月まで（平成29年12月及び平成30年6月を除く。）各

月末日限り15,000円ずつ

イ 平成29年12月末日及び平成30年6月末日限り45,000円ずつ

ウ 平成30年10月末日限り13,085円

エ 月の末日（12月にあつては、28日）は、その日が民法第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、その翌日とする。

- (3) 本市と相手方は、前号の分割金について、支払督促申立手続費用、訴訟手続費用、滞納学校給食費、延滞金の順に充当することを合意する。
- (4) 相手方が第2号の分割金の支払を2回分以上怠ったときは、相手方は、当然に期限の利益を失い、本市に対し、直ちに第1号の滞納学校給食費、延滞金、支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用の残額並びに平成21年9月分以降の滞納学校給食費に対する当該期限の利益を失った日の翌日から福岡市税外収入金の督促及び延滞金条例第4条の規定により計算した各延滞金を支払う。
- (5) 本市は、相手方に対するその余の請求を放棄する。
- (6) 本市と相手方は、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、相互に何ら債権債務が存在しないことを確認する。
- (7) 訴訟費用は、第1号の支払督促申立手続費用及び訴訟手続費用を除き各自の負担とする。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本市が実施する学校給食を受けた児童及び生徒の保護者であるが、これまで多額の学校給食費を滞納し、本市の再三にわたる督促又は催告にもかかわらず学校給食費を納付しなかった。
- (2) そこで、本市は、相手方に対し、滞納学校給食費等の支払を求めて、平成28年10月28日に支払督促の申立てを行った。
- (3) この支払督促に対し、相手方から、分割払の承諾を求めて、督促異議の申立てがあったため、民事訴訟法第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされた。
- (4) 本市は、滞納学校給食費等の一括支払を求めていたが、福岡簡易裁判所から和解勧告があった。
- (5) 本市としては、債権の円滑な回収が図られることその他の事情を勘案して、当該和解勧告に応じるものである。